福祉施策にかかわる諸課題について質問いたします。

複雑化、多様化する福祉施策のさまざまな課題は非常にたくさんありますが、 今回は3点の課題を取り上げ、箕面市における現状と課題について一般質問い たします。

Ⅰ点目に、障害者の短期入所(ショートステイ)事業についてお聞きします。① — Ⅰ

5月に開催された障害者市民施策推進協議会では、あかつき園の建替えについて、新しい施設の機能イメージ案や、再整備までの流れなどについて説明が行われました。そのなかで市から説明があったショートステイの民設民営方針については、利用者家族会の方々から、確認を含めてさまざまな声が上がりました。またその件については、さきの民生常任委員会において 2023 年 3 月 15 日の大阪府の通知と併せて、市の説明がありました。

市の考え方としては、まず、第一にショートステイを管理運営する民間事業者が経営的に効率性を考慮した運営を行うためには、グループホームなどの夜勤体制が必要な事業との一体的運営がよいであろうと考えている、という点です。これは過去に、あかつき福祉会が、市からの補助金が見直された際に、赤字運営となってしまうために撤退を選んだという経緯がありますので、一定理解いたします。

第二に、大阪府からの通知文を考慮し、「市立の通所施設とショートステイ等の整備主体を分けること」つまり、通所施設は公設民営、緊急ショートステイ等は民設民営として整備運営を考えておられる点です。市は「一体的整備とならないような工夫や考え方の整理が必要」というお考えです。そして整備主体を「通所施設と短期入所施設を別々にすることで、独立性を確保する必要がある」と説明されていました。この部分が、どうも分かりづらいので、あらためてお聞きいたします。

昨年の3. | 5大阪府通知の趣旨は、事業所による同一敷地内での囲い込み対

策であると理解しております。府の方針には、「同一の建物内に複数のグループ ホームを併設、あるいは日中活動系事業所との併設など、多様な形態のグループ ホームの設置・運営も一部見受けられるところである」と警戒感が示されていま す。そこで府は、グループホームの設置・運営にあたっては、障害者の人権を尊 重し、家庭的な雰囲気のもと、個別支援を重視したサービスを提供し、地域との 交流を図りながら、普通の暮らしを送るための住まいの場であることを踏まえる なかで①| つの事業者がグループホームを設置する場合には、定員 |0 名を超え ないこと②住まいの場であるグループホームと、日中活動の場、すなわち生活介 護や就労継続支援B型事業などを指していると考えますが、(これらを)Iつの 敷地内あるいは同一建物内に設置しないものとする。と記載されています。これ が、市のいわれるところの「整備主体を別々にする」という方向に繋がるのでは ないか、と想像いたします。しかし、この大阪府の通知文には但し書きがあり、 「事前に府と協議を行い、当該敷地内あるいは建物内で生活が完結しないと認め られる場合は、この限りでない」と明記されています。つまり、大事なのは、生 活の場であるグループホームの目的がしっかり守られることであるという意味 であると理解しております。そのための手法として事業主体を分けるという方法 が手っ取り早いかもしれませんが、当事者の方々にとって最適な整備や運営方法 を考えるならば、ショートステイは市が整備し、民間に運営を委ねる、あるいは 複合施設として一体的な整備を行うなど方法はいろいろあるのではないでしょ うか。また障推協の場で、もう少し丁寧に説明をされたら良かったのにと少し残 念に思ったことなどもあわせて、市の説明、見解をお聞きしたいので、よろしく お願いいたします。

また、今後のショートステイの整備等を民間に委ねる場合には、建設費の高騰など、民間にとっては一層ハードルが高くなっていると思われますので公的な補助体制についてはどのようにお考えでしょうか。この点についてもご答弁をお願いいたします。

## <答弁(1)- | >

ただ今の中西議員さんのご質問に対し、ご答弁いたします。

「障害者のショートステイについて」ですが、市は、先の民生常任委員会でご答

弁したとおり、緊急ショートステイ事業は、非効率性により単独運営が難しく、 ショートステイ事業の持続可能性を確保するためには、運営の効率を図る必要が あり、事業の実施は、夜勤職員を必要とするグループホーム等と併設することが 最良と認識しています。

一方で、「グループホームに関する大阪府通知」についてですが、大阪府では、グループホームは、「地域との交流を図りながら、普通の暮らしを送るための住まいの場」であることを踏まえ、原則として「グループホームと日中活動系事業所を一つの敷地内或いは同一建物内に設置しない」方針を示すものです。また、現在、市内のショートステイ3事業所・定員36人分及び市内のグループホーム I 5事業所の64住居・定員222人分は、すべて民設民営で運営されています。市としては、大阪府通知に沿うとともに、現状を踏まえて、検討する必要があると考えており、通所施設と、ショートステイ等の整備・運営主体を分け、通所施設は市が整備の上、指定管理により運営し、また、緊急ショートステイも含むショートステイとグループホーム等の施設は民間に整備・運営いただくことを考えています。この間、障害者市民施策推進協議会を含めた当事者団体での説明において、大阪府通知等の説明までは行っていなかったことから、先の民生常任委員会でのご指摘等もふまえ、改めて当事者団体等に対し、ショートステイの民設民営方針の意図やその理由について、説明等を行う考えです。

次に、「民設民営のショートステイへの支援」についてですが、施設の整備に あたっては、国の補助を活用することができます。なお、市は、整備後の運営に ついて、緊急時利用の対応を必須とし、一定の支援が必要と考えています。

以上でございます。

ショートステイの整備は、喫緊の課題であるため、どのような手法が早く確実に実現するのか、という思いでお聞きしました。ショートステイはグループホームの建物の一角を活用するという方法になるのかなと考えますが、繰り返しになりますが、大阪府通知の目的に照らして当事者や家族に寄り添い、一刻も早く実現するよう、力を尽くしていただきたいと要望いたします。そして、民間に委ね

る場合には、今お答えいただいたように、国だけでなく市の支援も欠かせません ので、併せてその支援の部分をしっかりとお願いいたします。

#### $\bigcirc$ 2

次に、ショートステイの利用について、お聞きします。

短期入所施設はどのような場合に活用されているでしょうか。「緊急ショート」について、一般のショートステイとは、どのように区別されているのでしょうか。例えば、介護者の負担軽減のためのレスパイトケアのためのショートステイ利用については、「緊急ショート」に含まれないという考えでよいでしょうか。家族会さんでは、ショートステイ、ミドルステイ、ロングステイ等と区別して位置付けておられます。市が位置付ける「ショートステイ」「緊急ショートステイ」と、当事者や家族らが捉えているショートステイについて整理しておきたいと考えますので、あらためて市の説明をお聞きします。

さらに現状のショートステイの利用状況(過不足等)や、今後の需要予測(大 人、子ども夫々について)についても、教えてください。なお重度の場合、受け 入れてもらえるところがどれくらいあるのかについてもお聞きいたします。

また、例えば、市の支給決定がなされても、事業所の都合で必要なスタッフが 確保できないという理由で事業所からお断りがあったり、重度故に契約解除を申 し出たりと、重度の方の受け入れに関する課題については、利用者やご家族はか なり追い詰められているのではないかと思われます。このような課題や課題に対 する市の対応策などについても、お聞かせください。

### <答弁①-2>

「ショートステイの活用状況」について、ご答弁いたします。

ショートステイ利用者のニーズとしては、家族の所用やレスパイトでの利用、 将来の自立に向けた訓練的な利用など多様化しており、市内外の事業所を問わず 利用されています。

次に、「緊急ショートステイ」と通常のショートステイの区別についてですが、 市では、「緊急時」とは、虐待事案により分離が必要な場合や、障害者と同居の 監護者が急病などにより障害者の支援が緊急に困難となった場合を想定してお り、レスパイトケアを目的とする利用は含みません。なお、家族会において区別 されている「ショートステイ」、「ミドルステイ」、「ロングステイ」は、通常のショートステイの利用期間の長さの違いであると認識しています。

次に、「ショートステイの利用状況と需要予測」についてですが、直近では、コロナ禍の影響等もあり、ショートステイの利用者数及び利用日数はほぼ横ばいとなっているものの、当事者団体等からの要望も継続してあるなど、障害児・障害者ともに依然ニーズは高い状況にあり、市は、今後、新たなニーズを含めたサービス量の増加が見込まれることや、家族の負担軽減を図る観点からも、身近な地域でサービスの提供を受けることができるよう、基盤の整備が必要と考えています。

次に、「重度障害者の受け入れ事業所数」についてですが、令和5年度中に本 市の障害支援区分4以上の重度障害者及び重度の障害児が利用された事業所は、 市内2か所、市外25か所です。

次に、「重度者の受入れに関する課題と対応策」についてですが、国では、「正当な理由なくサービス提供を拒否すること」は禁止しており、サービスの利用者やご家族から、事業所の利用拒否に関する苦情やご相談を市が受けた場合には、必要に応じて事業所に対し、行政指導を行うとともに、市保健福祉苦情調整委員会へ報告を行っています。

また、利用を断られ困っておられる利用者のかたには、相談支援専門員など 関係機関と連携を図りながら対応に努めます。

以上でございます。

ありがとうございます。ショートステイについては今後もサービス量の増加が 見込まれること、家族の負担軽減の観点からも、身近な地域でサービス提供が得 られるよう基盤整備が必要である、との市のお考えを確認させていただきました。 重度の方を受け入れる事業所数について、市内2カ所、市外25か所というご説 明でしたが、実際には、重度の障害者及び障害児を受け入れていただけない事業 所が散見されます。市内2カ所の事業所で受け入れていただけない場合、市外の 事業所でもなかなか継続して利用することができないなどで、複数の事業所を代 わる代わる利用することになれば、当事者にとって大きな負担となってしまいます。また本人との相性もありますので、あっちこっちの事業所に面接にいくなかで、ご本人が拒絶する、嫌がるために、利用できないといった事態も起きているようです。また遠方の送迎がない事業所を利用するには、毎回タクシーを使わねばならず、家計が破綻してしまう。レスパイトを我慢するか、食べていけなくなるか、究極の選択を迫られ、追い詰められている、といった悲壮な状況も聞いております。是非、このような現場の声を受け止めていただきたいと、切にお願いいたします。

利用拒否については事業所への行政指導等、引き続きお願いしたいと思いますが、一方で事業所での人手不足という普遍的な課題については、障害福祉サービス等従事者の処遇改善を充実させることなども検討されるべきではないでしょうか。国へ求めていくと同時に、市としての独自の支援策についても検討しなければ、本当に苦しんでいる市民を助けられないというところまできていると思います。

②2点目に単身高齢者の支援について質問いたします。

# 2<del>-</del> 1

昨今は「人生 I O O 年時代」と言われていますが、全ての人が元気に活躍できる場や安心して暮らせる社会が大切であることは、いうまでもありません。ここでは、とりわけ超高齢社会における行政の役割や支援について、お伺いします。

日本は 2007 年に超高齢社会に入ったと言われています。1994 年に突入した高齢社会から超高齢社会に至るまでの期間は約 I 3年と、高齢者割合が加速度的に高まっています。2040年問題といわれて久しいですが、65歳以上が人口の35%を占めると推計されています。医療・福祉の人材が不足し介護難民が生まれるであるとか、保険料の値上げという問題も抱えています。高齢者のQOLの低下、孤立による孤独死や認知症の進行、単身世帯の経済格差なども懸念されます。市は単身高齢者の抱える課題をどのように整理されているでしょうか。「単身世帯が増えているのに、頼れるのは家族だけ」という歪みがあるなかで、市が捉えている単身高齢者が抱える課題とは何でしょうか。

国民生活基礎調査(2021年)を基に東京都立大教授(社会福祉学)の阿部彩さ

んが分析した調査では、20 歳~64 歳の単身者の貧困率は男性 22%、女性 24%と僅差です。しかし 65 歳以上になると男性 30%なのに対し、女性は 44%まで上昇するとのことです。

厚生労働省によると、2022 年度の厚生年金の平均月額は男性 I 6万7000円なのに対し、女性は I 0万900円でした。2022年の男女共同参画白書では「人生 I 0 0年時代」のリスクとして高齢単身女性の貧困についてふれ、制度・政策の点検の必要があるとしています。高齢女性の貧困化と課題について、市の認識をお伺いします。

また比較的元気な高齢者と介護が必要になった高齢者が、自宅で暮らし、生を全うするために必要な支援についてですが、高齢者が住み慣れた地域で暮らすために必要なものについて、市の認識をお聞きします。とくに自宅で暮らすことを希望する高齢市民にとって、どのようなサービスや支援、また課題があるでしょうか。ご答弁をお願いします。

なお箕面市における介護が必要な単身高齢者への地域包括ケアシステムは十分に機能しているでしょうか。市でもさまざまな支援策やサービス、他機関連携が行われていると理解していますが、社会資源の不足はないのか、具体的な実例や、これからの課題についても合わせてお聞きいたします。以上、ご答弁をお願いいたします。

#### <答弁②- | >

「単身高齢者が抱える課題」について、ご答弁いたします。

一人暮らしの高齢者については、お元気で、ご近所との交流など社会参加の機会を確保されている間は、問題は少ないものの、心身機能が低下し、さまざまな支援が必要となった場合には、体調の変化に自身も周囲も気づきにくい状況や、精神的な不安や孤独を抱えやすくなるほか、金銭管理や各種手続きが適切に行えず日常生活の維持が難しくなり、介護施設入居時や入院時の身元保証人が確保できない状況や、死去に伴う手続き等を担う人がいない状況等も想定されます。

次に、「高齢女性の貧困化と課題」についてですが、生活を支える年金収入等が少ない女性高齢者の場合、離職や配偶者の死亡などをきっかけに、生活困窮に陥る可能性が高いと考えられます。

一般的に、高齢者は働けない状況にあるか、働きたくても労働市場から排除されやすいため、年金が生活を支える大きな資金源となりますが、女性の場合、現役時代に非正規雇用のため低賃金であったことや、育児や介護で離職期間が生じていたことなどを理由として、年金受給額が低く、高齢期に一人暮らしの女性の生活が成り立ちにくい状況にあります。

これらの課題の対応としては、民生委員・児童委員や、社会福祉協議会地区福祉会、ささえあいステーションなどを通じ、地域でお困りのかたの状況を早期に把握するとともに、地域包括支援センターや生活相談窓口などの専門機関へつなぎ、本人の心身状況や経済状況、生活状況にあわせて、必要な支援やサービス利用につなげています。

次に、「高齢者が地域で暮らすための支援」についてですが、高齢になっても、 住み慣れた地域でできるだけ長くお元気で過ごしていただくため、健康維持や社 会参加の環境を整備するとともに、支援が必要になった場合には、適切なサービ スを利用しながら、自宅等での生活を安心して送っていただくよう支援していま す。

一人暮らしの高齢者への支援策としては、介護保険の訪問介護による家事支援や身体介護、デイサービスセンターへの通所による食事や入浴の提供や機能訓練の実施、訪問看護による健康チェックや内服管理、民間の配食サービスや家事代行サービス、民生委員・児童委員や地域住民による見守り、緊急通報装置の設置、高齢者見守りサービスのtta(オッタ)の利用、社会福祉協議会のまかせてねットによる日常的な金銭管理などがあります。課題としては、これらの支援やサービスを利用してもなお、身体機能や認知機能の低下に伴い、本人が望んでいても、自宅での生活が困難となる場合もあります。

次に、「介護が必要な単身高齢者への地域包括ケアシステムが機能している具体的な実例」についてですが、要介護5の寝たきりで胃瘻により栄養摂取されており、かつ支援を受けられる親族がいない独居のかたのケースでは、往診、訪問看護、訪問介護、訪問歯科診療と口腔リハビリにより、日常的なケアと医療を受けておられ、地域住民の見守りや支援もあり、在宅生活を継続しておられます。

金銭管理や契約行為の支援も必要になると考えられるため、必要時に利用できるよう、司法書士とともに任意後見制度の説明を行いました。

このように、地域包括ケアシステムに含まれる様々な医療サービス、介護保険サービス、民間サービス、公的制度、地域住民による見守りなどを利用しながら、本人が望む生活を送ることができるよう、「自分らしく暮らす」ための必要な環境整備に努めているところです。

以上でございます。

ご答弁ありがとうございます。単身高齢者の課題については、概ね市と共有できていると確認させていただきました。そして今もさまざまな支援メニューがあり、地域包括ケアシステムについても、構築に向けて進めていただいていると認識していますし、ただ今ご紹介いただいたように、良い事例があります。けれども、現実的にはそういった支援に繋がらない人が少なくありません。経済的な問題については、非課税世帯ではないために生活保護受給には至らないが、セーフティネットが必要な人が沢山いると想定できます。地域資源の発掘や人材育成は待ったなし、です。例えば成年後見人制度を例に挙げると、必要な方に情報提供し、手続きの支援を含め寄り添える人材が必要です。これからは対象者がどんどん増えてきますから、対応できる体制づくりが急がれます。また市と社協やNPO、事業所、地域団体や住民等との連携が、個人情報という壁を越えてどこまで繋がり連携できるのか。そのためには、1つには地域コミュニティを豊かに創造しなくてはならないでしょうし、「キーマン」となる人も大切だと考えます。地域で集う場をしっかり確保することも重要です。

課題が明確になっている以上、予算、人材、体制づくりについて、市の本気度が問われています。これからも提案してまいりますので、よろしくお願いいたします。

3点目に、家族介護等の課題について質問いたします。

# 2 — I

まず、市のサービス案内を掲載した「ガイドブック」についてお聞きします。 市では「箕面市民ガイドブック」をはじめ、複数のガイドブックを発行していま す。医療や福祉に関わるガイドブックは当事者や家族にとって、サービス内容の 理解や事業所や施設選びの際にとても役立つアイテムです。例えばはじめてサービス提供の事業所等を選ぶ時は、どこを選んだらよいのかよく分からないため、ひとつの指針となっており、とても重宝されていると思いますので、そういった意味でお聞きします。

「箕面市高齢者福祉サービスのご案内」及び「障害福祉サービスのご案内」の発行者名の欄には、箕面市と㈱サイネックスが併記されていますが、行政と民間事業者が共同で発行するというのはどのような理由からなのでしょうか。箕面市のガイドブックに広告掲載が取り入れられて随分久しいですが、このたびこの広告の件で、市民の方からの問い合わせとご意見をいただきました。これを機に、あらためて確認させていただきます。他市でも同様の法人にガイドブックの制作依頼を行っているところもあれば、民間が制作しても発行は市のみとしているところがあるようです。また、福祉サービスのガイドブックには一切広告を掲載していない自治体もあります。

広告を掲載することで、利用者の事業所選びに際し、選択判断に影響を与えることはないのか否かについて、市ではどのように協議されたのでしょうか。また、箕面市の場合、表紙の裏面、いわゆる表2とよばれる頁と裏表紙、いわゆる表4の頁広告には「広告表示」という表記が見当たりませんので、その理由についてもお訊ねします。市が推奨しているかのような誤解を与えてしまうことを危惧しますので、お聞きしています。

また仮に、例えば、広告主の事業所で、不適切な対応があった場合には、この広告については、どのように扱われると考えたらよいでしょうか。以上、ご答弁をお願いいたします。

#### <答弁③- | >

「福祉サービス案内冊子」について、ご答弁いたします。

本市が発行する「高齢者福祉サービスのご案内」及び「障害福祉サービスのご 案内」の冊子については、以前は、文字中心の白黒印刷で作成していましたが、 利用者やご家族にとって、読みやすく分かりやすい内容とするため、カラー印刷 を用い、デザイン性を高めた冊子に変更することとし、平成27年度以降、民間 事業者との協働発行により、経費削減を図りつつ、冊子の高品質化を実現したも のです。

現在の形に変更して以来、印刷製本等にかかる発行経費は、すべて冊子に掲載される広告料収入で賄われ、市費の支出を削減することができました。

広告掲載により、利用者の事業所選択に支障があるのではないか、とのご意見ですが、広告はあくまでも参考としていただくものであり、実際の事業所選択にあたっては、ケアマネジャーや地域包括支援センターなどが、ご本人の状態に応じた事業所を案内し、サービス調整にあたっており、特に支障はないと考えています。

広告については、市からの制度案内と紛れないよう、広告スペースであることを表示しています。ご指摘のページについては表紙の裏面、裏表紙及び裏表紙の裏面となりますが、当該ページは巻頭および巻末であることから、市の制度案内とは分かれており、市が推奨しているとの誤解は生じないものと考えています。広告掲載にあたっては、市の箕面市広告事業実施要綱に基づき、広告審査委員会による掲載内容の審査を行っていますが、広告掲載事業所に関し、不適切な対応があるとの相談や指摘があった場合には、まずは事実確認を行った上で、介護保険サービスにかかる法令等をふまえた指導等、必要な対応を行ってまいります。以上でございます。

広告収入を得ることは、財源確保の観点から否定できない部分があろうかと思います。しかし、公の媒体に掲載する広告は公平性の観点から、慎重であるべきであると考えます。例えば冊子「高齢者福祉サービスのご案内」には、「医療MAP」「バリアフリーMAP」というコーナータイトルの見開きの頁があり、一見、あたかも掲載された医療機関や事業所しかないようにうけとれる掲載頁になっています。ご答弁には福祉ガイドブックの発行主体が市だけではなく、法人と連名になっていることへの回答がありせんでした。少なくとも、制作は法人、発行主体は箕面市と表記できるものを作成すべきであると、指摘させていただきます。

また、広告掲載している事業所のうち、不適切な対応があった事業所への対応について、確認させていただきました。市として必要な対応を行ってくださると

のことですので、お問い合わせくださった方をはじめ、市民のみなさまに周知を はかりたいと思います。

## 3-2

次に、ヤングケアラー、ビジネスケアラーについて質問いたします。

ヤングケアラーについては、これまで議会ではさまざまに議論が重ねられてきましたが、市の現状把握や対策はどのように進んでいるでしょうか。また今日ではビジネスケアラーの問題が深刻な課題となっています。国の試算によると家族介護者は2020年の678万人から2030年には833万人と増え続け、そのうちの約4割となる318万人が働きながら介護するビジネスケアラーであると予測されています。

市の対策について、行っていること、検討されていること、今後、めざしたい ことについて、お聞かせください。

## <答弁③-2>

「ヤングケアラーの現状把握と対策及びビジネスケアラーの対策等」について、ご答弁いたします。

ヤングケアラーについては、「箕面子どもステップアップ調査」において、ヤングケアラーに関する質問項目を設けることで、ヤングケアラーの疑いのある児童生徒の声をキャッチし、学級担任等が丁寧に聞き取りを行った内容をもとに、管理職や生徒指導担当教員などからなるケース会議で検討したうえで、児童相談支援センターなど、適切な機関へつなぐ取組を行っています。

ビジネスケアラーについては、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 策定にかかる在宅介護実態調査を行ったほか、地域包括支援センターにおいても、 働く介護者からの相談に対し、介護サービスの利用案内や介護と仕事の両立に関 する相談対応、男性介護者のつどいや認知症家族会(びわの会)、及び認知症カ フェなどの情報提供を行っています。

近年、ヤングケアラーやビジネスケアラーの課題を始めとして、世帯が抱える 課題が多様化していることから、介護を受ける当事者だけでなく、世帯全体の課 題として捉え、家族介護者を支える視点を持つことが重要と考えています。

特に、家族介護者の離職は、生活困窮に結びつく可能性があるほか、介護負

担が増大することで、ストレスから高齢者虐待につながるリスクもあることから、家族介護者の就労継続を含む支援に取り組んでいるところです。

以上でございます。

ありがとうございます。ビジネスケアラーの場合、仕事と介護を両立させるために、どのように備えておくか、が大切だと考えます。仕事と介護の両立を支援する企業であり、経済産業省の検討会にも参加経験のある社長さんは、「やってくることは分かっているのに、みんなが丸腰で待っている現状。行政や企業が情報提供など対策をとることが不可欠だ」と述べておられます。

全国の介護離職者は、2022 年の就業構造基本調査によると I O 万 6 千人に上っています。核家族化が進むなかで、日々厳しい介護に追われると冷静な判断ができなくなってしまうかもしれません。家族へ十分な介護ができない申し訳なさや、職場に迷惑をかけられないとの思いが募り、離職を選ぶ人がいるのだろうと想像します。仕事と両立できる環境づくりに向けて事業所を含めた啓発活動も必要であると考えますし、日中、働いている人のための夜間を含む相談窓口の常時開設、公的支援を受ける際の手続き支援なども提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

#### (3) - 3

次にケア労働従事者不足についてお聞きします。

箕面市だけの問題ではありませんが、先ほども申し上げましたが、このままでは介護難民が出る、とまでいわれております。高齢者や障害者の介護スタッフ不足について、市の認識と現状把握についてお聞きします。また上記の課題と対応策についてお聞かせください。

#### <答弁③-3>

「介護人材不足の現状と対応策」について、ご答弁いたします。

介護保険制度の施行後、要支援・要介護認定者数は年々増加しており、全国的 にも介護人材の不足が課題とされています。令和5年度に本市が行った事業者ア ンケートによれば、約5割の事業所が職員採用において応募がほとんどないと回 答し、応募があっても採用に至らない場合もあり、採用に課題を感じていない事業所は約5%に過ぎず、職員採用に苦慮されていることが分かります。また、仕事内容や給与等を理由に退職する職員が多く、約7割の事業所が職員の定着に関する課題を抱えていると回答しており、本市においても介護人材不足が大きな課題であると認識しています。

このため本市では、各事業所連絡会等のご協力を得ながら、福祉や介護の仕事に関心を持ち、魅力や働きがいを感じられるかたを増やすため、令和5年度から、ハローワーク等との共催による福祉・介護の仕事紹介のセミナーを始めたほか、広報紙「もみじだより」での特集記事の掲載など、介護人材確保の取組を進めているところです。

以上でございます。

介護ヘルパーの仕事の範囲が曖昧であるとか、人手不足の折、加重労働や一人で介護する責任の重さなども重なり、仕事の内容に見合わない給与では、人材の確保は難しくなる一方です。これは箕面市だけの問題ではありませんが、介護職への魅力を発信していくとともに、職場環境や処遇改善、ハラスメント対策など労働環境の改善が必要だと考えています。

甲賀市では、甲賀市介護人材確保・定着促進協議会を設立し、人材確保に向け官民協働で取組んでいます。また武蔵野市では「武蔵野市認定へルパー制度」による軽度者に対するサービスの人材確保や、専門部門として「地域包括ケア人材育成センター」を設置して人材確保に取組んでいるとのことです。処遇改善加算の煩雑な事務の支援など、自治体でできることに取組んでいただきたいと提案・要望させていただきます。

そのためには、市職員の充足も必要ですので、併せてご検討ください。 本日は、多様な福祉課題のなかで、3点に絞って質問させていただきました。今、 目の前の課題とともに、少し先の課題も明確になっているため、先を見据えた取 組みについても問題提起させていただきました。重要な課題であるため、今後も 先進市の事例研究とあわせて、しっかりと取組んでいただきますようお願いし、 一般質問を終わります。